

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

株式会社横河ブリッジホールディングス

1. 実効性確認方法

当社取締役会の実効性に関するアンケートを全ての取締役と監査役、および事業会社社長に配付し、全員から回答を得ました。それらの回答および外部評価機関の意見を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。

実効性に関する分析および評価の項目は、次のとおりです。

- (1) 取締役会を原則月1回開催する。
- (2) 取締役会規定に基づき、審議事項を議案として審議する。
- (3) 取締役会規定に基づき、報告事項の報告を受ける。
- (4) 取締役会資料は、事前に配付し、社外取締役には事前に内容を説明する。
- (5) 取締役会では、円滑かつ活発な議論を行い、適確な経営判断がなされるようにする。
- (6) グループの経営状況についても定期的な報告を受け、また、適切なリスク管理および業務執行の監督を行う。

2. 取締役会の実効性に関する分析および評価の結果

取締役会の運営状況については概ね満足度が高いことが確認されました。取締役会に上程される議題の内容と量は適切であり、資料の事前配付、事前説明を含めた情報共有が適切になされることで、適確な経営判断がなされる体制にあることを確認しました。以上から、当社の取締役会において、経営上重要な事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための実効性が確保されていると当社取締役会は評価しました。

3. 分析および評価を踏まえた課題

前記の分析および評価を踏まえ、今後は中長期的な課題に対する議論を深めるため、代表取締役と社外役員による協議の場を設けて、事業環境や事業方針について情報の共有化を図ることが必要であると判断しました。

4. 取締役会の実効性確保に向けた新たな取り組み

平成29年度から社外役員に対して、取締役会以外の場で次年度損益予算の事前説明を行うとともに、半年に一度、代表取締役と社外役員による協議の場を設け、当社グループの事業環境や事業方針の説明を行いました。このような取り組みを継続することで、社外役員との情報共有を充実させ、取締役会における議論の活性化に努めてまいります。